

自由金利型定期預金（M型）（複利型）

平成24年10月22日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型）（複利型）（愛称：スーパー定期）
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・3年・4年・5年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
4. お預入れ方法 （1）お預入れ方法 （2）お預入れ金額 （3）お預入れ単位	・一括お預入れ ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しできます。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課税	・市場金利に基づき設定した預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。（6ヵ月毎の複利計算） ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手数料	・定めはありません。
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱のものは総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率です。 ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合は、別紙「中途解約利率」により6ヵ月毎の複利で計算した利息とともにお支払いします。 ・預入日から1年経過後は10,000円以上1円単位で一部中途解約ができます。 この場合、一部解約後の残高については、当初の約定利率によりお支払いします。ただし、一部解約後の残高が当初の金額階層区分を下回る場合（当初の元金額が300万円以上で、一部解約後300万円未満となるような場合）は、お取扱いできません。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772

11. その他参考となる事項

- ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- ・証書または通帳によるお取扱いができます。
- ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- ・総合口座にお預入れの場合は、満期日の到来をお知らせする「定期預金満期および中間利息お支払のご案内」は作成いたしません。

(別紙)

中 途 解 約 利 率
(自由金利型定期預金 (M型) (複利型))

預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て)を適用いたします。

(1) 預入日の3年後の応当日を満期日とした預金の場合

- ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×20%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×20%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・約定利率×30%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×40%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・約定利率×50%

(2) 預入日の4年後の応当日を満期日とした預金の場合

- ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×10%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×20%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・約定利率×30%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×40%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・約定利率×40%
- ⑦ 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

(3) 預入日の5年後の応当日を満期日とした預金の場合

- ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×10%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×10%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・約定利率×10%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・約定利率×20%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・約定利率×20%
- ⑦ 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- ⑧ 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%